

◎新潟県告示第487号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成30年1月12日	赤川 聖子	第18878号	申請
平成30年3月9日	高橋 正直	第3623号	死亡